

改正

昭和53年12月21日条例第42号
昭和58年1月26日条例第2号
昭和59年9月21日条例第27号
昭和59年12月24日条例第29号
昭和63年12月15日条例第14号
平成6年12月19日条例第26号
平成10年5月26日条例第22号
平成11年3月5日条例第8号
平成12年3月24日条例第24号
平成12年12月18日条例第67号
平成13年3月21日条例第12号
平成14年9月30日条例第34号
平成15年3月7日条例第9号
平成16年6月18日条例第14号
平成17年3月10日条例第7号
平成17年9月26日条例第87号
平成18年3月10日条例第6号
平成18年9月15日条例第23号
平成20年3月14日条例第15号
平成20年9月11日条例第33号
平成21年3月12日条例第6号
平成22年3月11日条例第7号
平成24年3月14日条例第4号

幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、幕別町の区域内に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票に記録されている者又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により幕別町の国民健康保険の被保険者とされた者をいう。次項において同じ。）で次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者」という。）であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級、2級又は3級（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る。）に該当する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において、重度の知的障害（知能指数がおおむね35以下（肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者にあつては、おおむね50以下）であつて、日常生活において介護を必要とする者）と判定され、又は診断された者
- (3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障害者」という。）であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に掲げる1級に該当する者

- 2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、幕別町の区域内に住所を有する者で次の各号に該当する者をいう。
- (1) 「母」とは、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者のうち、次のいずれかに該当するものであること。
- ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者
- イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者
- (2) 「父」とは、父子家庭であってひとり親家庭の母に準ずる男子をいう。
- (3) 「児童」とは、次のいずれかに該当するものであること。
- ア ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者（引き続いて特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学するものにあつては、在学する期間を含む。）
- イ 母子家庭の母に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者
- 3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）
- 4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員であるときは当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- 5 第4条第1項に規定する「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。
- 6 この条例において「基本利用料」とは、健康保険法第88条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額に100分の10を乗じて得た額をいう。
- 7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 8 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 9 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。（助成の対象）
- 第3条** 町長は、医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問介護に係るものに限る。）について助成する。

- (1) 生活保護法による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者
- (3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。
 - イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。
 - ウ 高確法の規定による医療を受けることができる者（同法第67条第1項第2号に掲げる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第14条第5項に規定する市町村税世帯非課税者であるものを除く。以下この号において「世帯課税者」という。）又は医療保険各法（高確法を除く。）において高確法の医療給付と同等の給付を受けることができる者（世帯課税者と同等の給付を受けることができる者に限る。）であること。
 - エ 65歳以上の者で、高確法の規定による医療を受けていないものであること。
- (4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者
 - ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。
 - イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。
 - ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の療育者（以下「療育者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。
 - エ 療育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

（助成の額）

第4条 助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。

2 町長は、第2条第6項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、その超える額を助成することができる。

（受給者証の交付申請）

第5条 医療に関する経費の助成を受けようとする者は規則で定めるところにより、申請書を町長に提出するものとする。

（受給者の決定等）

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めるときは、その助成の決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により助成を決定したときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し、医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証の提示）

第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証、又は組合員証及受給者証を提示するものとする。

（助成の方法）

第8条 医療に関する経費の助成は、町長がその額を保険医療機関等に支払うことにより、行なうものとする。

2 町長は、前項に規定する支払いについての事務を北海道国民健康保険団体連合会その他これらに類する者に委託することができる。

3 町長は、必要であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、助成する額を受給者に支給することにより、行なうことができる。

（届出の義務）

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨をすみやかに町長に届出なければならない。

- (1) 氏名又は住所等を変更したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
(助成の終了)

第10条 町は、受給資格が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から、この条例による医療に関する経費の助成を行なわないものとする。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
(損害賠償との調整)

第11条 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又はすでに助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。
(忠類村の編入に伴う経過措置)
- 2 忠類村の編入の日前に、忠類村重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年忠類村条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (昭和53年12月21日条例第42号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則 (昭和58年1月26日条例第2号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年9月21日条例第27号)

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 改正前の幕別町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例(以下「条例」という。)第2条第4項第3号に規定する日雇労働者健康保険法(昭和28年法律第207号)の規定によりこの条例の施行日の前日までに行われた医療については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年12月24日条例第29号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則 (昭和63年12月15日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年12月19日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。
(標準負担額に関する経過措置)
- 2 平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則 (平成10年5月26日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月5日条例第8号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第24号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月18日条例第67号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月21日条例第12号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3条の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 第2条第6項の改正規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成14年9月30日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- （適用区分）
- 2 改正後の幕別町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月7日条例第9号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月18日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
- （適用区分）
- 2 改正後の幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月10日条例第7号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月26日条例第87号）

この条例は、平成18年2月6日から施行する。

附 則（平成18年3月10日条例第6号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定（「第27条第1項第3号」を「第7条」に改める部分を除く。）は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月15日条例第23号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月14日条例第15号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月11日条例第33号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月12日条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月11日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

改正

平成13年9月28日規則第22号
平成14年10月1日規則第25号
平成15年5月2日規則第11号
平成15年9月30日規則第18号
平成16年7月29日規則第13号
平成17年4月1日規則第15号
平成18年1月16日規則第14号
平成18年9月25日規則第120号
平成20年2月20日規則第6号
平成20年9月25日規則第42号
平成28年3月25日規則第10号
平成28年7月26日規則第36号

幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

幕別町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和52年10月25日規則第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額等）

第2条 条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

（受給者証の交付申請）

第3条 条例第5条の規定による医療に関する経費の助成を受けようとする者又は保護者は、重度心身障害者医療費受給者証交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）又はひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（別記第2号様式。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

（1）重度心身障害者医療に関する経費の助成を受けようとする者は、条例第2条第1項第1号に規定する身体障害者手帳又は同項第2号に規定する状態にあることが判定若しくは診断された書類又は同項第3号に規定する精神障害者保健福祉手帳

（2）ひとり親家庭等医療に関する経費の助成を受けようとする者は、現に児童を扶養又は監護している事実を明らかにすることができる書類

（3）条例第3条第3号又は第4号に規定する受給者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

（4）受給者が市町村民税世帯非課税者（その属する世帯の世帯員全員が療養のあった月の属する年度（療養のあった月が1月から7月までの場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されない者をいう。以下同じ。）である場合は、市町村民税世帯非課税者であることを確認できる書類

3 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4 町長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

（受給者証の交付）

第4条 町長は、条例第6条第1項の規定により受給資格者であると決定したときは、申請者に重度心身障害者医療費受給者証（別記第3号様式。以下「受給者証」という。）又はひとり親家庭等医療費受給者証（別記第4号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者証の有効期限は、毎年7月31日までとし、申請により更新するものとする。ただし、町長

が認められた場合は、この限りではない。

- 3 町長は、条例第6条第1項の規定による審査の結果、条例第3条各号のいずれかの規定に該当することを確認したときは、当該申請者に重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（受給者証の更新申請）

第5条 前条第2項の規定により受給者証の更新を受けようとする者は、重度心身障害者医療費受給者証更新申請書（別記第1号様式。以下「更新申請書」という。）又はひとり親家庭等医療費受給者証更新申請書（別記第2号様式。以下「更新申請書」という。）に、第3条第2項各号に掲げる書類を添え、町長に提出するものとする。

（受給者証更新申請の特例）

第6条 町長は、前条の規定にかかわらず、受給者の資格要件を公簿等により確認できるときは、更新申請書に代えて職権で受給者証の更新をすることができる。

- 2 町長は、前項の場合において、受給者が条例第3条の規定に該当しなくなったときは、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給事由消滅通知書（別記第6号様式）により、受給者に通知しなければならない。

（受給者証の再交付申請）

第7条 受給資格者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（別記第7号様式）を町長に提出して、その再交付を申請することができる。

（一部負担金）

第8条 条例第2条第5項の規定による一部負担金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受給者が3歳未満（3歳に達する日の属する月の末日までの期間を含む。以下同じ。）又は市町村民税世帯非課税者である場合 初診時一部負担金（医科診療にかかるときは初診1件につき580円、歯科診療にかかるときは初診1件につき510円、柔道整復師等の施術を受けるときは初診1件につき270円）

- (2) 前号以外の場合 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（条例第2条第5項に定める基本利用料及び同条第6項に定める食事療養標準負担額及び同条第8項に定める生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項各号の規定にかかわらず44,400円とし、令第14条第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第2項各号の規定にかかわらず12,000円とする。

（一部負担金と基本利用料の合算）

第9条 前条第2号の場合において、受給者が条例第2条第6項に規定する基本利用料を負担したときは、当該基本利用料を加算した額で一部負担金を算定するものとする。

（条例第4条第2項に規定する額）

第10条 条例第4条第2項に規定する規則で定める基本利用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受給者が3歳未満又は市町村民税世帯非課税者である場合 令第15条第2項第3号の規定の例による。

- (2) 前号以外の場合 令第15条第2項第1号の規定の例による。

（助成金の交付申請）

第11条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定による医療に関する経費の支給を受けようとするときは、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費支給申請書（別記第8号様式）を町長に提出するものとする。

- 2 受給資格者は、第8条第2号に規定する高額療養費算定基準額を超過した額の支給を受けようと

するときは、重度心身障害者・ひとり親家庭等高額療養費相当額の支給申請書（別記第8号様式の2）を町長に提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第12条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、受給者に支給することを決定したときは、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費支給決定通知書（別記第9号様式）又は重度心身障害者・ひとり親家庭等高額療養費相当額の支給決定通知書（別記第9号様式の2）により当該申請者に通知するものとする。

（届出）

第13条 条例第9条第1号の規定による届出は、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者住所等変更届（別記第10号様式）により、同条第2号の規定による届出は、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届（別記第11号様式）により行うものとし、当該届出書には受給者証を添付するものとする。

2 町長は、前項の届出に係る事実を公簿等によって確認することができるときは、届出を省略することができる。

（受給者台帳の備付け）

第14条 町長は、重度心身障害者医療費受給者台帳（別記第12号様式）及びひとり親家庭等医療費受給者台帳（別記第13号様式）を備付けなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（幕別町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の廃止）

2 幕別町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和52年10月25日規則第24号）は廃止する。

（忠類村の編入に伴う経過措置）

3 忠類村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、忠類村重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年忠類村規則第6号）の規定によりなされた受給者証の交付申請は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入日から平成18年9月30日までの間に限り、編入前の忠類村の区域内に住所を有する者であつて、この規則による受給者であるものの一部負担金の額については、第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年9月28日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は同年10月1日から施行する。

附 則（平成14年10月1日規則第25号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年5月2日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成15年9月30日規則第18号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年7月29日規則第13号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、この規則を施行するために必要な申請等の手続その他の準備等の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成17年4月1日規則第15号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月16日規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年2月6日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第3条第2項第4号、第4条第2項及び別表の規定は、平成19年以後の受給者証の有効期限等について適

用し、平成18年の受給者証の有効期限等については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 9 月25日規則第120号）

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 2 月20日規則第 6 号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月25日規則第42号）

この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月25日規則第10号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 7 月26日規則第36号）

この規則は、平成28年 8 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

第 2 条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

1 所得の額	(1) 条例第 3 条第 3 号に規定する所得の額は、前年の所得（1 月から 7 月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。）とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第 8 条第 1 項において準用する同令第 2 条第 2 項に定める額とする。 (2) 条例第 3 条第 4 号に規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第 2 条の 4 第 7 項に定める額とする。
2 所得の範囲及び所得の額の計算方法	(1) 所得の範囲 ア 条例第 3 条第 3 号に該当する場合にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 8 条第 2 項において準用する同令第 4 条の規定によるものとする。 イ 条例第 3 条第 4 号に該当する場合にあっては、児童扶養手当法第 9 条第 2 項並びに同法施行令第 2 条の 4 第 6 項及び第 3 条第 1 項の規定によるものとする。 (2) 所得の額の計算方法 ア 条例第 3 条第 3 号に該当する場合にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 8 条第 3 項において準用する同令第 5 条の規定によるものとする。 イ 条例第 3 条第 4 号に該当する場合にあっては、児童扶養手当法施行令第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定によるものとする。

第 1 号様式（第 3 条・第 5 条関係）

第 2 号様式（第 3 条・第 5 条関係）

第 3 号様式（第 4 条関係）

第 4 号様式（第 4 条関係）

第 5 号様式（第 4 条関係）

第 6 号様式（第 6 条関係）

第 7 号様式（第 7 条関係）

第 8 号様式（第11条関係）

第8号様式の2（第11条関係）
第9号様式（第12条関係）
第9号様式の2（第12条関係）
第10号様式（第13条関係）
第11号様式（第13条関係）
第12号様式（第14条関係）

第13号様式（第14条関係）

重度心身障害者医療費受給者証交付申請書

年 月 日

申請者	住所	郵便番号 幕別町		番地
	氏名			
	対象者との続柄		電話	—

幕別町長 様

下記のとおり重度心身障害者医療費受給者証の交付を申請します。

記

※ 受給者番号									
申請内容	対象者の状況	ふりがな			住所	幕別町 番地			
		対象者			郵便番号				
		生年月日	年	月	日 (歳)	電話	—		
		ふりがな			住所				
		世帯主			電話	—			
申請内容	受給資格要件の状況	対象者との続柄							
		身体障害者手帳	交付年月日 番 号	年	月	日	身体障害の等級	種 級	
		精神障害者保健福祉手帳	交付年月日 有効期限 番 号	年	月	日	精神障害の等級	級	
		知能指数の判定	療育手帳	交付年月日 番 号	年	月	日	判定	A ・ B
			判定(診断)	判定(診断)年月日 判定(診断)機関名	年	月	日	総合判定(診断)	重度・中度・軽度
		加入医療保険	種 別	政・組・日・船・共・国・後	記号番号 被保険者番号			附加給付	有・無
			被保険者(世帯主)		資格取得 年月日			年	月 日
			保険者	名 称					
		所在地							
		添付書類							
※ 決定欄	課 長		係 長		係		決 定 年月日		
	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められたので受給者証を交付する。								
	2 次の理由により上記申請を却下する。								
却下理由									

(注) 申請者は※欄は記入しないでください。

世帯番号	
個人番号	

第2号様式（第3条・第5条関係）

ひとり親家庭等医療費受給者証（交付・更新）申請書

年 月 日

申請者	住 所	郵便番号		
	氏 名			
	対 象 者 との続柄		電話	—

幕別町長 様

下記のとおりひとり親家庭等医療費受給者証の交付を申請します。

記

※ 受 給 者 番 号						
申 請 者 の 状 況	母(父)・子の別	母又は父		子		
	ふりがな					
	対 象 者					
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
	申請者との続柄					
	同居・別居	同居別居別	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居
	別居地					
	別居の理由					
内 容	※父母の状況	氏 名	父	母		
	状況	生 存 年 月 日 死 亡		生 存 年 月 日 死 亡		
	ひとり親家庭等 となった理由	死別・離別・行方不明・遺棄・拘禁・配偶者の障害・両親の死亡・両親の行方不明・その他		発 生 年月日	年 月 日	
	医療保険	種 別	政・組・日・船・共・国	記号番号	附加 給付	有・無
状 況	被保険者 (世帯主)				被保険者証 発行機関	
	添 付 書 類					
	受給者証交付 申請事由	1 ひとり親家庭等となったため 2 転入してきたため 3 その他 ()		交付事 由発生 年月日	年 月 日	
※決 定 欄	課長		係長		係	決 定 年月日
	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められたので受給者証を交付する。 2 次の理由により上記申請を却下する。					
	却 下 理 由					

(注) ※「父母の状況」欄は、死別又は離別の場合は記載を要しません。

第3号様式（第4条関係）

（その1）規則第8条第1号該当者（後期高齢者医療の被保険者を除く。）用

（表面）

(障初)		重度心身障害者医療費受給者証	
市町村番号	2113	受給者番号	
受給者	居住地		
	氏名		男・女
生年月日	年 月 日		
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで		
発行機関名 及び印	北海道中川郡 幕別町長	印	
交付年月日	年 月 日		

（裏面）

注 意 事 項
<p>1 この証で保険医療機関等において診療を受ける際は、初診の場合に限り次の初診時一部負担金を支払ってください。</p> <p>① 医科受診の場合 580円 ② 歯科受診の場合 510円 ③ 柔道整復師受療の場合 270円</p> <p>2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。</p> <p>3 受給者の資格がなくなつたときは、すみやかにこの証を町長に返してください。</p> <p>4 住所、氏名に変更があつたときは、14日以内に、この証を添えて町長にその旨を届け出てください。</p> <p>5 加入している医療保険、またはその内容に変更があつたときは、14日以内に町長にその旨を届け出てください。</p> <p>6 この証を破つたり、汚したり、又は失つたりしたときは、再交付を受けて下さい。</p> <p>7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、すみやかに町長に返してください。</p> <p>8 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。</p>

(その2) 規則第8条第1号該当者（後期高齢者医療の被保険者に限る。）用
 (表面)

(老初)		重度心身障害者医療費受給者証	
市町村番号	2113	受給者番号	
居住地			
給付者氏名			男・女
生年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日から 日まで
発行機関名 及び印	北海道中川郡 幕別町長 印		
交付年月日	年	月	日

(裏面)

注 意 事 項
<p>1 この証で保険医療機関等において診療を受ける際は、初診の場合に限り次の初診時一部負担金を支払ってください。</p> <p>① 医科受診の場合 580円 ② 歯科受診の場合 510円 ③ 柔道整復師受療の場合 270円</p> <p>2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。</p> <p>3 受給者の資格がなくなつたときは、すみやかにこの証を町長に返してください。</p> <p>4 住所、氏名に変更があつたときは14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。</p> <p>5 加入している医療保険又はその内容に変更があつたときは、14日以内に町長にその旨を届け出てください。</p> <p>6 この証を破つたり、汚したり、又は失つたりしたときは、再交付を受けて下さい。</p> <p>7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、すみやかに町長に返してください。</p> <p>8 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。</p>

(その3) 規則第8条第2号該当者(後期高齢者医療の被保険者を除く。)用

(表 面)

(裏 面)

障 課		重度心身障害者医療費受給者証	
		市町村 番 号	2113
受 給 者		居 住 地	受 給 者 番 号
氏 名	男・女	居 住 地	受 給 者 番 号
生年月日	年 月 日	氏 名	男・女
有 効 期 限	年 月 日 年 月 日	生年月日	年 月 日
発 行 機 関 名 及 び 印	北 海 道 中 川 郡 幕 別 町 長 印	有 効 期 限	年 月 日 年 月 日
交 付 年 月 日	年 月 日	発 行 機 関 名 及 び 印	北 海 道 中 川 郡 幕 別 町 長 印

注 意 事 項

- この証で保険医療機関等において診療を受ける際は、次の初診時一部負担金を支払ってください。
① 医科、歯科、調剤、柔道整復師の場合 医療費の1割に相当する額
2. 1割の自己負担額(一部負担金)には、次のとおり月ごとの上限額を設けておりますので、上限額を超えた額は申請によりお支払いします。
① 通院(受給者個人ごと) 12,000円
② 通院と入院(世帯ごと) 44,400円
- 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。
- 受給者の資格がなくなったときは、すみやかにこの証を町長に返してください。
- 住所、氏名に変更があったときは14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。
- 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に町長にその旨を届け出てください。
- この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けて下さい。
- 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、すみやかに町長に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。

(その4) 規則第8条第2号該当者（後期高齢者医療の被保険者に限る。）用

(表 面)

(裏 面)

老 課 重度心身障害者医療費受給者証			
市町村 番 号	2113	受給者 番 号	
受給者	居 住 地		
氏 名		男・女	
生年月日	年 月 日		
有 効 期 限	年 月 日 年 月 日	から	まで
発行機関名 及 び 印	北海道中川郡 幕別町長 印		
交付年月日	年 月 日		

注 意 事 項
<p>1. この証で保険医療機関等において診療を受ける際は、次の初診時一部負担金を支払ってください。</p> <p>① 医科、歯科、調剤、柔道整復師の場合 医療費の1割に相当する額</p> <p>2. 1割の自己負担額（一部負担金）には、次のとおり月ごとの上限額を設けておりますので、上限額を超えた額は申請によりお支払いします。</p> <p>① 通院（受給者個人ごと） 12,000円</p> <p>② 通院と入院（世帯ごと） 44,400円</p> <p>3. 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。</p> <p>4. 受給者の資格がなくなつたときは、すみやかにこの証を町長に返してください。</p> <p>5. 住所、氏名に変更があつたときは14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。</p> <p>6. 加入している医療保険又はその内容に変更があつたときは、14日以内に町長にその旨を届け出てください。</p> <p>7. この証を破つたり、汚したり、又は失つたりしたときは、再交付を受けて下さい。</p> <p>8. 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、すみやかに町長に返してください。</p> <p>9. 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。</p>

第4号様式（第4条関係）

（その1）規則第8条第1号該当者用

（表面）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 親初 </div>		ひとり親家庭等医療費受給者証	
市町村番号	2113	受給者番号	
居住地			
受給者	氏名	男・女	
生年月日	年 月 日		
有効期限	年 月 日	年 月 日	日から 日まで
発行機関名 及び印	北海道中川郡 幕別町長 印		
交付年月日	年 月 日		

（裏面）

注 意 事 項	
1	この証で保険医療機関等において診療を受ける際は、初診の場合に限り次の初診時一部負担金を支払ってください。 ① 医科受診の場合 580円 ② 歯科受診の場合 510円 ③ 柔道整復師受療の場合 270円
2	保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。
3	受給者の資格がなくなつたときは、すみやかに、この証を町長に返してください。
4	住所、氏名に変更があつたときは14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。
5	加入している医療保険又はその内容に変更があつたときは、14日以内に町長にその旨を届け出てください。
6	この証を破つたり、汚したり、又は失つたりしたときは、再交付を受けて下さい。
7	有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、すみやかに町長に返してください。
8	不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。

親 課			
市町村 番 号	2113	受給者 番 号	
居 住 地			
受 給 者	氏 名	男・女	
	生年月日	年 月 日	
有 効 期 限	年 月 日	から	年 月 日
発行機関名 及 び 印	北海道中川郡 幕別町長 印		
交付年月日	年 月 日		

注 意 事 項

1. この証で保険医療機関等において診療を受ける際は、次の初診時一部負担金を支払ってください。
 ① 医科、歯科、調剤、柔道整復師の場合 医療費の1割に相当する額
2. 1割の自己負担額(一部負担金)には、次のとおり月ごとの上限額を設けておりますので、上限額を超えた額は申請によりお支払いします。
 ① 通院 (受給者個人ごと) 12,000円
 ② 通院と入院 (世帯ごと) 44,400円
3. 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。
4. 受給者の資格がなくなつたときは、すみやかにこの証を町長に返してください。
5. 住所、氏名に変更があつたときは14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。
6. 加入している医療保険又はその内容に変更があつたときは、14日以内に町長にその旨を届け出てください。
7. この証を破つたり、汚したり、又は失つたりしたときは、再交付を受けて下さい。
8. 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、すみやかに町長に返してください。
9. 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。

第5号様式（第4条関係）

（文書番号）

年 月 日

（申請者）

様

幕別町長

印

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請
却下通知書

年 月 日付けで申請のあった重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請については、次の事由により却下しましたので通知します。

（理由）

不服の申立等

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、幕別町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、幕別町（訴訟において幕別町を代表する者は、幕別町長となります。）を被告として、釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第6号様式（第6条関係）

（文書番号）
年 月 日

様

幕別町長 印

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給事由消滅
通知書

次のとおり重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費の受給事由が消滅しましたので通知します。

また、さきに交付した受給者証を速やかにお返してください。

記

- 1 受給者氏名
- 2 消滅した日 年 月 日
- 3 消滅の理由

不服の申立等

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、幕別町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、幕別町（訴訟において幕別町を代表する者は、幕別町長となります。）を被告として、釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第7号様式（第7条関係）

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証再交付

申請書

年 月 日

申請者	住 所	郵便番号	
	氏 名		
	対 象 者 との続柄		電話 —

幕別町長 様

下記の理由により重度心身障害者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

記

申請者	受給者	氏 名		受給者番号				
		住 所	郵便番号					
内容	再交付の理由	1 破損した 2 汚損した 3 紛失した 4 その他 ()						
※決定欄	課 長		係 長		係		決 定 年月日	年 月 日
	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められたので受給者証を再交付する。 2 次の理由により上記申請を却下する。							
	却 下 理 由							

(注) 申請者は※欄は記入しないでください。

第8号様式（第11条関係）

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費支給申請書

年 月 日

申請者	住 所	郵便番号	
	氏 名		
	対象者 との続柄		電話 —

幕別町長 様

重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費の支給を受けたいので証拠書類を添えて申請します。

記

申 請 者	受給者番号		医療保険 記号・番号					
	住 所							
	氏 名		生年月日	年 月 日				
請 病 院	医療を受けた	名 称						
	病 院	所在地						
内 容	診療の内容	入院・入院外別	入院・入院外	療養の期間	年 月 日～ 年 月 日			
		発病の原因		療養日数	月（日）			
		療養に要した費用	円					
容	医療費の 支払 方 法	1 現金払 (役場出納室・忠類総合 支所・札幌支所・糠内出 張所)		金融機関名	銀行 支店			
		2 口座払		口座番号等	口座番号 名義人 (普通/その他)			
※決 定 欄	課 長		係 長		係		決 定 年月日	年 月 日
	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められたので受給者証を再交付する。							
	2 次の理由により上記申請を却下する。 ()							
	支 給 決 定	総医療費	保険給付額	高額療養費	附加給付及び 保険対象外額	初 診 時 一部負担金	支給決定額	
却 下 理 由								

(注) 申請者は※欄は記入しないでください。

第8号様式の2（第11条関係）

重度心身障害者・ひとり親家庭等高額療養費相当額の支給
申請書

年 月 日

申請者の住所		
申請者の氏名		
対象者との続柄		電話

幕別町長 様

重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等の高額療養費相当額の支給を受けたいので証拠書類を添えて申請します。

記

①外来 負担 額の 内訳	受給者番号	氏 名	診 療 年 月		1割自己負担額	備 考
			年	月	円	
			年	月	円	
			年	月	円	
			年	月	円	
②入院 負担 額の 内訳	受給者番号	氏 名	診 療 年 月		1割自己負担額	備 考
			年	月	円	
			年	月	円	
			年	月	円	
			年	月	円	
高額療養費相当額の 受 療 方 法	口座払い	金融機関名 (銀行/支店)		口座番号	口座名 義 人	
				普通/その他		
	現金払い	受 領 場 所				
		役 場 出 納 室	忠 類 総 合 支 所	札内支所	糠 内 出 張 所	

受給者ごとに、①及び②に診療年月ごとに「外来」と「入院」に区分して自己負担額を記入してください。

医療機関等に支払った際の「領収書」を添付してください。

第9号様式（第12条関係）

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費助成金交付決定
通知書

（文書番号）
年 月 日

（申請者）

様

幕別町長 印

年 月 日付けで申請のあった幕別町重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費助成金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者氏名				受給者番号	
審査決定額	自己負担額 ①	付加給付額 ②	給付制限額 ③	支給決定額 (①-②-③)	
	円	円	円	円	
受領の方法	指定口座に振り込み 現金で受領 ()		支給期日	年 月 日	

（注）現金で受領される方は、この決定通知書と印鑑をご持参のうえ、支給期日に上記受領場所でお受け取りください。

第9号様式の2（第12条関係）

重度心身障害者・ひとり親家庭等高額療養費相当額の支給
決定通知書

（文書番号）

年 月 日

様

幕別町長

年 月 日付で申請のあった重度心身障害者・ひとり親家庭等の高額療養費相当額の交付について、次のとおり決定しましたので支給します。

記

高額療養費相当額支給額	診 療 年 月		支給額 ア+イ
	年	月	

[支給額算定計算書]

	氏 名	外来窓口負担額	外来限度額	高額療養費相当額 ア
① 外 来 (個人ごと)		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
① 外来限度額適用後の負担額 A		円		
	氏 名	入院窓口負担額		
② 入 院 (個人内訳)		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
② 入院窓口負担額の計 B		円		

③ 世帯合算後の負担額

負 担 額 A+B	世 帯 限 度 額	高 額 療 養 費 相 当 額 イ
円	円	円

第10号様式（第13条関係）

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者住所等

変更届

年 月 日

届出者	住 所	郵便番号	
	氏 名		
	対 象 者 との続柄		電話 ー

幕別町長 様

下記のとおり住所等に変更がありましたのでお届けします。

記

届 出 内 容	受給者氏名				受 給 者 番 号				
	住 所	新	郵便番号				変更 年 月 日		
		旧	郵便番号						
	氏 名	新					変更 年 月 日		
		旧							
	保 険 者	新	保 険 者 名		記 号 番 号		付 加 給 付	有・無	変更 年 月 日
		旧						有・無	
		新	被保険者 (世帯主) の 氏 名						
	旧								
		後期高齢者医療		被保険者番号		資格取得		年 月 日	
※ 処 理 欄	課 長		係 長		係		処 理 年 月 日	年 月 日	
	上記届出により次のとおり処理する。								
	新受給者 証 番 号								
	変 更 年 月 日	年 月 日	台帳 整理	未・済	受給者証 訂 正	未・済	受給者証 回 収	未・済	

(注) 申請者は※欄は記入しないでください。

第11号様式（第13条関係）

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届

年 月 日

届出者	住 所	郵便番号	
	氏 名		
	対 象 者 との続柄		電話 —

幕別町長 様

下記の理由により重度心身障害者医療費受給資格・ひとり親家庭等医療費受給資格が喪失しましたのでお届けします。

記

届 出 内 容	受 給 者	氏 名		受 給 者 番 号				
		住 所	郵便番号					
	資 格 喪 失 の 理 由	1 他の市町村へ転出 2 被用者保険本人に変更 3 生活保護の受給開始 4 死亡 5 その他 ()						
	発 生 年月日	年 月 日						
※ 処 理 欄	課 長		係 長		係		決 定 年月日	年 月 日
	上記届出により次のとおり資格喪失の決定をする。							
	資格喪失 年月日	年 月 日		台帳整理	未・済	受給者証 回 収	未・済	

(注) 申請者は※欄は記入しないでください。

(裏)

氏名 (生年月日)	受給者 との続柄	同居・別居 の別	備考	更新状況		更新年月日	
				有効 始期	有効 終期	更新 状況	更新 年月日
世帯の状況受給者外		同居・別居		未・済・職権	未・済・職権	未・済・職権	未・済・職権
(年 月 日生)		同居・別居		未・済・職権	未・済・職権	未・済・職権	未・済・職権
(年 月 日生)		同居・別居		未・済・職権	未・済・職権	未・済・職権	未・済・職権
(年 月 日生)		同居・別居		未・済・職権	未・済・職権	未・済・職権	未・済・職権
(年 月 日生)		同居・別居		未・済・職権	未・済・職権	未・済・職権	未・済・職権
(年 月 日生)		同居・別居		未・済・職権	未・済・職権	未・済・職権	未・済・職権
障の特例適用の理由				町民税 課税状 況	町民税 課税状 況	町民税 課税状 況	町民税 課税状 況
資格喪失	届出・職権別	年 月 日 (届出・職権)	備考	備			
1 他の市町村への転出				備			
2 被用者保険本人に変更				備			
3 生活保護の受給開始				備			
4 死亡				備			
5 その他 ()				備			
喪失事由の 発生年月日	受給者証 の回収	年 月 日	備考	備			
				備			

第13号様式 (第14条関係)
(表)

ひとり親家庭等医療費受給者台帳

母	受給者番号	氏名	性別	生年月日		同居・別居の別		住所	資格・喪失年月日				
				年	月	年	月		取得喪失	取得喪失			
				年	月	同居・別居	同居・別居		(. . . 変更)	年	月	日	
				年	月	同居・別居	同居・別居		(. . . 変更)	年	月	日	
				年	月	同居・別居	同居・別居		(. . . 変更)	年	月	日	
				年	月	同居・別居	同居・別居		(. . . 変更)	年	月	日	
医療保険の状況													
	被保険者(世帯主)	住所				受給者との続柄							
	住所												
	保険種別	政・組・日・船・共・国				記号番号							
	保険者	名称											
	住所												
	附加給付	有・無	附加給付の内容										
	被保険者(世帯主)					受給者との続柄							
	住所												
	保険種別	政・組・日・船・共・国				記号番号							
	保険者	名称											
	住所												
	附加給付	有・無	附加給付の内容										
受給要件													
ひとり親家庭等となった理由						年金等の受給状況							
1	配偶者との死別									理由の発生年月日	年	月	日
2	配偶者との離別												
3	配偶者の行方不明												
4	配偶者からの遺棄												
5	配偶者の拘禁												
6	配偶者の障害												
7	両親の死亡												
8	両親の行方不明												
9	両親からの遺棄												
10	その他 ()												
種別													
1	児童扶養手当									4	遺族年金		
2	母子年金									5	その他		
3	母子福祉年金												
受給者との続柄													
医療受給者との続柄													
証書番号等													

